

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月2日（月） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、田中弘委員、渡邊委員
（総務省）中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか、事業主が正しい届出を行っているかなどについて、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し決定した。また、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、2件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は6月9日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月2日（月） 13時30分から17時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）田所総務部長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの1件、また、厚生年金について、標準報酬月額に係る記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの2件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、6月9日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月2日（月） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員
（総務省）鎌田局長、森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金1件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し決定した。また、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は6月9日（月）13時30分から開催することとなった。

文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月2日（月） 13時30分から16時10分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 室長室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）桜沢室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件、厚生年金1件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの2件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は6月9日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月3日（火） 13時30分から15時40分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室

3. 出席者

（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員
（総務省）田所部長、藤井次長ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件1件及び厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件3件及び厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第3部会は6月10日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年6月3日（火） 13時30分から 15時10分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室
- 3 出席者
（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、小西委員
（総務省）鎌田局長、桜沢室長、平原主任調査員ほか
- 4 議題
（1）申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金3件、厚生年金2件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、国民年金審議案件3件及び厚生年金審議案件2件については、いずれも訂正不要の方向性が示された。

（2）部会の開催日程等

次回の第8部会は、6月10日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年6月4日（水） 13時30分から 16時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第1会議室
- 3 出席者
（委員会）天野委員（第4部会長）、河村委員、桐山委員
（総務省）桜沢室長、山下次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金1件、厚生年金4件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、国民年金審議案件1件及び厚生年金審議案件3件については訂正不要、残る厚生年金審議案件1件についてはあっせんの方向性が示された。

(2) あっせん案等の決定

国民年金案件3件及び厚生年金案件3件について審議し、国民年金案件については訂正不要案3件、また厚生年金3件についてはあっせん案1件、訂正不要案2件を決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、6月10日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月4日（水） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階第2会議室
3. 出席者
（委員会）大西委員（第9部会長）、小亀委員、山下委員
（総務省）田所総務部長、藤井次長ほか
4. 議題
（1）申立案件の審議
5. 会議経過
（1）申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金4件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて議論が行われた。

（2）次回の第9部会は、6月11日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月5日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）
第2部会：島川委員（部会長）、中井委員、小牧委員
（総務省）事務室次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われ、1件は補充調査を行うことで継続審議案件となった。
 - (2) あっせん案等の決定（厚生年金2件）
案件2件のうち1件はあっせん、1件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
このほか、取下げ案件2件について、申立人の誤認等により取下書が提出された旨について報告・了承された。
 - (3) 次回からは、第2部会及び第7部会に別れて、6月12日（木）9時30分から、当委員会会議室において、それぞれ開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月5日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）藤本委員（部会長代理）、岡委員、坂東委員
（総務省）田所総務部長、柳木班長
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定（国民年金3件）
案件3件のうち1件については一部あっせん、他の2件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第7部会は6月12日（木）9時30分から開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月9日（月） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、久米川委員、渡邊委員
（総務省）中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し決定した。また、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、2件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第1部会は6月17日（月）13時30分から開催することとなった。

文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月9日（月） 13時15分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）田所総務部長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件、保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの2件、また、厚生年金について、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの2件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、6月16日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月9日（月） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員
（総務省）森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件、厚生年金1件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し決定した。また、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は6月16日（月）13時30分から開催することとなった。

文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月9日（月） 13時30分から15時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 室長室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）桜沢室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件、納付記録の訂正は必要ないとするもの2件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は6月16日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月10日（火） 13時30分から15時20分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室

3. 出席者

（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員

（総務省）田所部長、藤井次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第3部会は6月17日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第2回）議事要旨

1 日 時 平成20年6月10日（火） 13時00分から15時20分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 室長 室

3 出席者

（委員会）天野委員（第4部会長）、角田委員、桐山委員
（総務省）桜沢室長、山下次長ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金1件、厚生年金3件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、国民年金審議案件1件及び厚生年金審議案件3件について、いずれも訂正不要の方向性が示された。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金に係る申立案件2件について、いずれも年金記録を訂正する必要があると決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、6月17日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第2回）議事要旨

1 日 時 平成20年6月10日（火） 13時30分から 15時30分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室

3 出席者

（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、小西委員
（総務省）鎌田局長、平原主任調査員ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金3件、厚生年金2件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、国民年金審議案件3件については、あっせんの方向性が、厚生年金審議案件2件については、訂正不要の方向性が示された。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件及び厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、6月17日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月11日（水） 13時30分から16時15分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階第2会議室

3. 出席者

（委員会）大西委員（第9部会長）、小亀委員、中林委員、山下委員

（総務省）鎌田局長、田所総務部長、桜沢室長、藤井次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第9部会は、6月17日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月12日（木） 9時30分から12時

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室

3. 出席者

（委員会）

第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員、小牧委員
（総務省）事務室長、次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) あっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定（厚生年金3件）

案件3件のうち1件はあっせん、2件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回は、6月19日（木）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月12日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、柳木班長
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定（国民年金4件）
案件3件のうち3件についてはあっせん、他の1件は一部あっせんと決定した。
 - (3) 次回の第7部会は6月19日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月16日（月） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、久米川委員、渡邊委員、田中委員
（総務省）中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案を3件、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し決定した。また、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第1部会は6月23日（月）13時30分から開催することとなった。

文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月16日（月） 13時20分から16時20分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）田所総務部長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金について、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、6月23日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月16日（月） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員
（総務省）桜沢事務室長、森本調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
該当なし
次回の部会において、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し決定した。また、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第6部会は6月23日（月）13時30分から開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室 速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月16日（月） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 室長室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）鎌田管区局長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件、納付記録の訂正は必要ないとするもの3件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は6月23日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月17日（火） 13時30分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室

3. 出席者

（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員

（総務省）鎌田局長、藤井次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金5件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

申立案件のうち厚生年金1件について、申立人による口頭意見陳述を踏まえ審議が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第3部会は6月17日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第3回）議事要旨

1 日 時 平成20年6月17日（火） 13時30分から16時20分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 特別室

3 出席者

（委員会）天野委員（第4部会長）、河村委員、桐山委員
（総務省）桜沢室長、山下次長ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金1件、厚生年金5件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、国民年金審議案件1件及び厚生年金審議案件5件中3件についてはあっせん、残る厚生年金2件については訂正不要の方向性が、それぞれ示された。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金に係る申立案件4件についても、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、6月25日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第3回）議事要旨

1 日 時 平成20年6月17日（火） 13時00分から15時20分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室

3 出席者

（委員会）岡西委員（第8部会長）、草尾委員、小西委員
（総務省）平原主任調査員ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金3件、厚生年金1件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、国民年金審議案件1件についてはあっせんの方向性が、国民年金審議案件2件及び厚生年金審議案件1件については訂正不要の方向性が示された。

(2) あっせん案等の決定

国民年金案件3件及び厚生年金案件1件について審議し、国民年金案件3件についてはあっせん案を、また厚生年金1件については訂正不要案を決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、6月24日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月17日（火） 13時30分から16時35分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 第三者委員会事務室長室

3. 出席者

（委員会）大西委員（第9部会長）、小亀委員、中林委員

（総務省）田所部長、福田主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金4件、厚生年金1件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第9部会は、6月25日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月19日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）
第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、早澤委員（臨時指名委員）
（総務省）局長、事務室長、次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定（厚生年金4件）
案件3件のうち1件はあっせん、3件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回は、6月26日（木）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月19日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）田所総務部長、柳木班長
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定（国民年金4件）
案件3件のうち2件についてはあっせん、他の2件は訂正不要と決定した。
 - (3) 次回の第7部会は6月26日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月23日（月） 13時30分から16時30分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室

3. 出席者

（委員会）川口委員長（第一部会長）、渡邊委員、田中委員
（総務省）中村次長ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金4件、厚生年金4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。

(2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案を1件、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し決定した。また、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) (2) 次回の第1部会は6月30日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月23日（月） 13時15分から17時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）田所総務部長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの2件、また、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、6月30日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月23日（月） 13時30分から16時

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室

3. 出席者

（委員会）児玉委員（第6部会長）、櫻井委員、田中義久委員

（総務省）鎌田局長、森本調査員ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 部会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金8件、厚生年金2件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。

(2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し決定した。

また、2件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) (2) 次回の第6部会は7月3日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月23日（月） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 室長室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）桜沢事務室長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者、母親の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件、納付記録の訂正は必要ないとするもの3件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は6月30日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月24日（火） 13時30分から16時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室

3. 出席者

（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員

（総務省）桜沢室長、藤井次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第3部会は7月8日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月24日（火） 13時30分から16時10分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室

3. 出席者

（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員

（総務省）田所部長、藤井次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件1件及び厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第3部会は7月1日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年6月25日（水） 13時30分から16時20分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第1会議室
- 3 出席者
（委員会）天野委員（第4部会長）、河村委員、角田委員、桐山委員
（総務省）桜沢室長、山下次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（国民年金2件、厚生年金3件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
この結果、国民年金審議案件2件中1件及び厚生年金審議案件3件中2件についてはあっせん、残る国民年金1件及び厚生年金1件については訂正不要の方向性が、それぞれ示された。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件1件については、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、厚生年金に係る申立案件2件については、いずれも年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回の部会は、7月2日（水）に開催することになった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月25日（水） 13時30分から16時40分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階第2会議室
3. 出席者
（委員会）小亀委員（第9部会長代理）、中林委員、山下委員、岡西委員
（総務省）鎌田局長、田所部長、福田主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）
申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第9部会は、7月2日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月26日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）田所総務部長、桜沢室長、柳木班長
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) あっせん案等の決定（国民年金4件）
案件3件のうち2件についてはあっせん、他の2件は訂正不要と決定した。
 - (3) 次回の第7部会は7月3日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月30日（月） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、久米川委員、渡邊委員、田中委員
（総務省）桜沢室長、中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し決定した。また、3件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第1部会は7月7日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月30日（月） 13時20分から16時40分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件、年金記録の訂正の必要はないとするもの6件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第5部会は、7月7日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年6月30日（月） 13時20分から16時15分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第2会議室
3. 出席者
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員
（総務省）田所総務部長、辻崎主任調査員ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者、母親の納付状況、確定申告書（控）等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正は必要ないとするもの5件を審議し、決定した。
 - (3) 次回の第10部会は7月8日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕